

板橋区後期高齢者医療被保険者葬祭費等支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京都後期高齢者医療広域連合と板橋区との間における葬祭費の事務委託に関する規約により、板橋区が受託した後期高齢者医療葬祭費（以下「葬祭費」という。）及び後期高齢者医療の被保険者（以下「被保険者」という。）が死亡した際に、当該被保険者の葬祭等を行った者に支給する葬祭給付金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(被保険者)

第2条 この要綱における「被保険者」とは、東京都板橋区後期高齢者医療に関する条例（平成20年板橋区条例第12号）第3条に規定する被保険者とする。

(支給対象者)

第3条 被保険者の死亡（以下「死亡」という。）に際し、区長は、当該被保険者の葬祭等を行った者に対し、次の各号のいずれかに該当する場合に、葬祭費及び葬祭給付金（以下「葬祭費等」という。）を支給する。

- (1)葬儀やお別れ会などを行った場合
- (2)火葬を行った場合

(支給の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、葬祭費等の支給は、同一の死亡について、他の法令（東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年東京都後期高齢者医療広域連合条例第44号。以下「広域条例」という。）第1条の2の規定に基づく葬祭費を除く。）により、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。

2 葬祭費等の支給は、同一の死亡について1回とする。

(支給金額)

第5条 葬祭費の支給金額は、広域条例第1条の2に規定されている額とする。

2 葬祭給付金の支給金額は、2万円とする。

(支給の申請)

第6条 前条の葬祭費等の支給を受けようとする者は、葬祭等を行った日の翌日から2年以内に、後期高齢者医療被保険者葬祭費支給申請書（別記第1号様式）に次の各号のいずれかの書類を添えて区長に申請をしなければならない。

- (1) 葬祭に係る費用の領収書（供花、式場使用、飲食等のみの領収書は除く）
- (2) 会葬に対する礼状
- (3) その他区長が認めるもの

(支給の決定)

第7条 区長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、支給することが適当と認めたときは、後期高齢者医療被保険者葬祭費支給決定通知書（別記第2号様式）により、不適当と認めたときは、後期高齢者医療被保険者葬祭費支給申請却下通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知する。

(支給方法)

第8条 支給することを決定した申請者に係る葬祭費等は、当該申請者の指定する金融機関へ口座振込みの方法により支給する。

(取消し等)

第9条 区長は、虚偽の申請その他の不正な行為等により葬祭費等の支給を受けたことが明らかになった場合は、支給の決定を取り消すものとする。

2 区長は、前項の規定により支給の決定を取り消した場合において、既に葬祭費等が支給されている場合は、支給した葬祭費等の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

委任状

年 月 日

委任者 {

住所

氏名

私は下記の者に対し、葬祭費受領の権限を委任する。

記

受任者 {

住所

氏名

亡くなられた方との続柄()

第 号
年 月 日

後期高齢者医療被保険者葬祭費支給申請却下通知書

東京都板橋区長 印

さきに申請のありました後期高齢者被保険者葬祭費は下記の通り却下いたしましたので、
通知します。

被保険者氏名

内訳 東京都後期高齢者医療広域連合葬祭費支給分 50,000円
東京都板橋区葬祭給付金支給分 20,000円

申請却下理由

(問い合わせ先)

審査請求及び取消訴訟

- 1 葬祭費の処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都後期高齢者医療審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）を被告として、提起することができます。なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。(1)審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。(2)処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 号
年 月 日

後期高齢者医療被保険者葬祭費支給決定通知書

東京都板橋区長 印

さきに申請のありました後期高齢者被保険者葬祭費は下記の通り決定いたしましたので、
通知します。

1. 支給金額	70,000円
被保険者氏名	
内訳 東京都後期高齢者医療広域連合葬祭費支給分 50,000円	
東京都板橋区葬祭給付金支給分 20,000円	

2. 支払方法	

(問い合わせ先)

審査請求及び取消訴訟

- 1 葬祭費の処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都後期高齢者医療審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）を被告として、提起することができます。なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。(1)審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。(2)処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。